

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の26第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 月岡 崇
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
【報告義務発生日】	2025年10月31日
【提出日】	2025年11月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社サイバーエージェント
証券コード	4751
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	バミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1989年11月22日
代表者氏名	マシュー・ファー
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 赤星 翔音
電話番号	03-6889-7000

(2)【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）			27,337,433
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 27,337,433
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		27,337,433
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年10月31日現在）	V	506,779,600
上記提出者の株券等保有割合（％） (T/ (U+V) ×100)		5.39
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッドが顧客等と締結する投資一任契約等
--